

個別相談9

相談者	(団体名) NPO 法人 (保健・医療・福祉 等)
	(氏名) 代表
相談・依頼内容	相談概要(何の相談だったか一言、一文で) 実費弁償の手続きについて
	<ul style="list-style-type: none"> ① 実費弁償の手続きについて ② 税務手続きについて(収益事業に該当しない福祉事業の手続き)
対応・処理 助言した内容等	<ul style="list-style-type: none"> ① 来期から5年分の申請ということだが、今年の3月末までに手続きする必要があるので、すぐに取り掛かった方がよい。ただし、実費弁償とは「利益が全くでない状態」のこと。昨年度の決算書の正味財産を見ると利益が出ているようだ。この点については、過去の物品購入の為の助成金や、寄付・会費収入分を差し引けば収益は殆どない事がポイントとなり、次回の申請では、「資本取引に該当するから非課税」と説明する必要がある。 ② 運営委託は請負業にあたり、収益事業に該当している。今後、利益が全くでない状態の実費弁償を前提にした事業運営よりも、収益をあげて本来事業を活性化する方向も検討してはどうか。